

# 2月16日(火)～3月15日(月)です

## 申告会場は、中央公民館です。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、かすみ保健福祉センターでの受付は行いません。  
すべての対象地区において、申告会場は中央公民館となります。皆様のご理解とご協力をお願いします。

※市役所窓口では受付していません。

令和3年1月2日以降に潮来市へ転入してきた方は、令和3年1月1日現在の住所地で申告してください。

### ○受付時間：午前9時～午後4時

月	日	対象地区(旧小学校区)	会 場
2月	16日	火	中央公民館 (日の出3-11)
	17日	水	
	18日	木	
	19日	金	
	22日	月	
	24日	水	
	25日	木	
	26日	金	
3月	1日	月	
	2日	火	
	3日	水	
	4日	木	
	5日	金	
	8日	月	
	9日	火	
	10日	水	
	11日	木	
	12日	金	
	15日	月	

※新型コロナウイルスの感染状況等により、変更となる場合があります。

### ○マイナンバー（個人番号）の記入が必要です。

申告書には、納税者の方や扶養親族の方のマイナンバー記載が義務付けられていますので、忘れずにお持ちください。

### ○住民税申告が必要な方

- ①令和3年1月1日現在、潮来市内に住んでいて、令和2年中に給与・年金・営業・農業・不動産等の収入がある方
- ②収入のなかった方や、非課税年金（遺族年金・障害年金）のみ受給している方で税証明が必要な方、国民健康保険税や後期高齢者医療保険の軽減、国民年金の免除申請、医療費助成制度（マル福）の申請等が必要な方
- ③所得税では、給与所得者で給与所得以外の所得の合計額が20万円以下の場合は、確定申告の必要はありませんが、住民税は申告しなければなりません。
- ④公的年金収入が400万円以下で、公的年金所得以外の所得が20万円以下の場合は、確定申告は不要とされました。ただし、所得税の還付を受ける場合は確定申告を、還付のない方で生命保険料控除等の各種控除がある方や、公的年金以外の所得のある方は、住民税申告をしてください。

# 住民税申告・確定申告の期間は

## ○ 住民税申告が必要ない方

- ① 税務署に所得税の確定申告書を提出する方
- ② 1ヶ所からの給与収入のみで、給与支払報告書が勤務先から潮来市役所へ提出される方（勤務先へ確認してください）
- ③ 公的年金収入のみで、公的年金等支払報告書が年金の支払者から潮来市役所へ提出される方で、生命保険料控除等の各種控除を受けない方
- ④ 収入がない方で、潮来市内に住所がある配偶者または生計を一にする親族の扶養になっている方  
※ 扶養者の住所が潮来市外の方は住民税申告が必要です。

## ○ 潮来税務署で申告するもの

- ① 青色申告 ② 譲渡所得（土地、建物、株式等の資産譲渡） ③ 先物取引（FX含む）、申告分離課税の配当所得 ④ 住宅借入金等特別控除（初年度、借入金がない方） ⑤ 雑損控除 ⑥ 繰越損失 ⑦ 消費税申告 ⑧ 贈与税申告 ⑨ 過年度申告 ⑩ 準確定申告

## ○ 申告のとき必要なもの

### 【収入金額が分かるもの】

- ① 給与所得や公的年金等の源泉徴収票
- ② 営業所得・不動産所得のある方は、収支内訳書及び収入支出の関係書類（支払調書等）
- ③ 農業所得のある方は、農業所得収支内訳書及び収入支出関係書類
- ④ その他の収入がある方は、収入金額や必要経費等がわかる書類（生命保険の満期返戻金やシルバー人材センターからの配分金等）

### 【控除額が分かるもの】

- ⑤ 保険料の控除証明書（国民年金保険料、生命保険料、地震保険料等）
- ⑥ 医療費控除の明細書（医療費控除を受ける方 ※事前に作成して持参してください。）
- ⑦ 医療費が補てんされている場合、その金額が分かる書類（入院給付金や高額療養費等）
- ⑧ 障害者手帳等（障害者控除を受ける方）
- ⑨ 国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、継続保険料等の領収書又は証明書
- ⑩ 寄付金控除証明書（寄付をされた方 ふるさと納税等）

### 【その他】

- ⑪ マイナンバーカード又は通知カード及び運転免許証等の本人確認書類
- ⑫ 印鑑（朱肉を使うもの）
- ⑬ 振込先金融機関名・口座番号のわかるもの（所得税の還付がある方 ※本人名義口座のみ）
- ⑭ 税務署から送られた「確定申告のお知らせ」ハガキ（届いていない方は不要です）

## ○ 申告の際の注意点

- ・ 混雑緩和のため、収支内訳書や医療費控除の明細書又はセルフメディケーション税制の明細書は、事前作成の上、来場してください。
- ・ 必ず受付時間内（午前9時～午後4時）に来場してください。受付時間外は受け付けることができません。
- ・ 申告会場ではマスクの着用をお願いします。発熱のある方、体調の悪い方は来場をお控えください。

## ○ お問合せ

【申告日程・住民税に関する事項】 税務課 税務グループ ☎63-1111 内線132~134  
 【確定申告に関する事項】 潮来税務署 ☎66-6931（音声案内）